

特別講義（講演）

難民認定手続の実務について

渡 邊 彰 悟

はじめに

弁護士渡邊です。今日は、難民に関することについてお話をさせていただきます。

資料の中に、毎日新聞社『週刊エコノミスト 臨時増刊』2010年12月20日号「エリート資格者 弁護士・会計士たちの憂鬱」に載った私のインタビュー記事があります。

今日の話と関係なくはないと思って配布させていただきました。あまり自己宣伝は好きではないんですが、折角お話をするし、私の弁護士としての感覚なども皆さんに知っていただくのもいいかなと思います。

質問項目①、②、③なのですが、①は、弁護士法1条をどう思うかということです。

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会的正義を実現することを使命とする」弁護士法1条ですけど、それをどう思うかという質問をされて、なんでそんな質問をされるのかというような感覚で答えているというものです。

②は、「弁護士活動のやりがい」というものになりまして、それに対する回答。

③は、「弁護士界は、今後ますます競争が激化すると思うか」こういう質問に対する、私の今の、簡単な答えであります。あとで読んでみてください。

さて、今日は梓澤先生にお招き頂きまして、本当に光栄に思っております。皆さんに難民のお話をさせていただこうと思っています。難民に関しては、あまり馴染みのない方もいるかも知れませんが、私は1992年から係っておりまして、かれこれ18年ぐらいになってしまったんですね。

難民といっても、海外の、アフリカ等の難民キャンプにいる難民ということではなくて、まさに日本にいる難民申請者。そういう人たちの援助の問題であります。

1. 難民の定義

とりあえず、ここで難民とはどのような人たちなのかということを知ってもらうためには、定義をきちんと押さえてもらうということが必要なので、この「第1 難民とは」というところから始めたいと思います。

「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見」この5つの理由に限定される、その理由によって「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために…国籍国の外にいる者…」基本はそこにあります。1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」によって、このような定義が定められています。私のやっている案件というのは、一番多いのは、後にも紹介しますが、ビルマ（ミャンマー）のケースであります。ビルマの情勢は、みなさんも、ある程度ご承知のことと思います。

この前も、アウンサンスーチーさんが、自宅軟禁から解放されたとか、そういったことはご存知かと思うんですが、ビルマは、大きく二つの問題を抱えています。

一つは民主化されない、軍政が独裁を敷いている、という問題。それからもう一つ、あそこは、非常に多民族なんですね。ビルマの公式発表では135民族がいると言われてます。おおまかには10個くらいの民族があって、ビルマ民族が6割、7割占めていて、あと3、4割が少数民族なんですね。その少数民族



渡邊彰悟弁護士

問題が、実は大きな柱として、ビルマにあります。そして、そういう人たちが様々な国々に逃れていく。例えば民主化活動家が逃れていく。少数民族の人たちが逃れていく。こういう構造がビルマの中にあるんです。

それで、この定義を見直していただくと、例えば人種という問題を、少数民族の人たちは抱えていますし、宗教の問題も、例えば、ビルマ族の人は、ほとんどが仏教徒なんですけれど、他の、カチンとか、チンとかカレンとか、これらの民族の多くはキリスト教が多いですね。そうすると、宗教による迫害という問題も、当然起こり得るわけです。

国籍という問題は、非常に分かりにくいと思うんですけど。あとでご紹介をします、ロヒンギャ民族は、まさに軍政から、ビルマの民族とは認められていない。ビルマ人ではない、ということで、迫害されている人たちであります。そのために、国籍という問題が起こりうる。ビルマにおける難民の問題は非常にバリエーションがあります。

特定の社会的集団の構成員というのは、これまた分かりにくいと思うんで

すが、これは生来的な原因で、言われることがある。あるいは、特殊な要因によって、そのグループに所属することがあるというものです。

例えば、イランでは、同性愛者は死刑なんです。イランの同性愛の人が、海外にいて、難民申請をすることがあります。その人について——日本では難民認定がされなかったんですが——ヨーロッパなどではイランの同性愛者は難民認定を受けています。それは、まさにこの「特定の社会的集団の構成員であること」という理由で認定されているんですね。

他にも、ヨーロッパのある国で、DV（ドメスティック・バイオレンス）について、社会的な保護の仕組みがないということで、DVに遭っている女性ということで、難民申請をする。日本では到底考えられないような状況なんです。こういったのも特定の社会的集団ということで庇護の対象にされたりします。

アフリカで、女性の性器を割礼するという文化があって、その女性がヨーロッパで難民申請をするという場合に、その女性が「特定の社会的集団の構成員」というようなことが言われることがあります。

「政治的意見」は、別に説明するまでもないかと思います。

こういった、5つの理由ですね。

しかも、国籍国の外にいるものですから、例えば日本に来て、日本で難民申請をしている、こういう状況の人たちです。そういう人たちに対して、今まで、ずっと支援の活動を続けてきました。

2. 日本における難民保護

このレジメの「大変なこと」というのは後回しにしまして、今、日本の現状はどうなっているかということも、少しイメージしてもらいたいと思いますので、この統計を見ていただきたいと思います。

これは、法務省が発表している統計でありまして、「難民認定申請および異議申立件数」ということで、1982年から始まっています。日本は1981年に難民

条約を批准しまして、82年1月1日から施行されているものであります。

みなさん、海外に行かれたことがあるかと思いますが、出るときと入る時に、入国管理局を通りますね。出入国管理をやっているのが、法務省の入国管理局です。日本では、その法務省入国管理局が、難民の申請を受け付けているんですね。申請を受け付ける、認定をする、不認定とする、全て入管が行っています。現場は地方入管ですね。

例えば東京であれば、東京地方入管が、この申請を受け付け、認定をしている。認定の最終的な名義人は、法務大臣なんですけれども、基本的には、地方入管で色々な作業をしています。

82年から始まって、申請数、最初は530と多いんですけども、これは、みなさんの世代では分からないかも知れませんが、インドシナ難民と言いまして、1975年に終結したベトナム戦争のあとで、いわゆる南ベトナムは、アメリカが支配をしていたわけで、そこに住んでいた人たちが、あるいは、その支配階層だった人たちというのは、海外にばーっと逃れて行くんですね。

日本にも、インドシナ難民は、その後トータルで10,000人ほど来ています。難民条約上の難民としてではなくて、閣議決定で、インドシナ難民を受け入れました。ラオス・カンボジア・ベトナムの人たちが、次から次へ日本へ来ていました。1982年は、そのインドシナ難民の人たちの中から申請をした人たちが多かったということです。ですから、難民認定も、最初の頃はインドシナ難民の人たちでありまして、実際に、いわゆる「開かれた制度」として始まったのは1985年以降になります。そして、それ以後の数字を見ていくとお分かりのように、非常にお寒い状況であります。

一次認定は、1989年から、97年まで、ずっと一桁。94年から97年は一人だけです。難民条約締約国とは、到底言いがたいような状況でした。しかも、異議の申立てについて見ていくと、95年にいたるまで、13年間、誰も異議が認められなかった。

これは異常なシステムでありまして、なんでこうなっているかというのは、

一次の認定も、異議の認定も、全部入管がやっているからなんです。

裁判だったら地裁・高裁と、完全に分離している。それぞれ、司法の独立があるわけですが、難民の手続は入管が一手にやるわけです。本当に酷い状況でした。

以前は、退去強制手続のことをやっているセクションと、難民の異議をやっているセクションの人たちが、机を並べて仕事をしていて、そこに行くのも申請者の人たちは怖いのに、そういった状況で入管の人たちは仕事をしていただけ。

同じ人に異議申し立てをするようなものなので、全然、制度としての機能が発揮できない状態にあったと私たちは思っていました。今も大きくは変わらないんですけれども。

98年から、難民認定の数は二桁になっています。この辺り、なんでそうなったかということをはし始めると、それは面白いんですけど、一言で言えば国際的な圧力もあったということでしょうか。

2005年から、また少し、数字が増えていますよね。

行政というところは、非常に面白いところで、いったん数字を上げると、大体その数字を維持するんですね、必ず。そういう体質だと私は思っています。

2005年に、法改正がありました。それまで、厳格な認定の根拠になっていた、60日ルールというのがありまして、入国してから60日以内に申請をしないといけないという条項が日本にはあったんですね。

先程の、難民条約の難民の要件の中には「入国してから何日以内に申請しなくてはなりませんよ」ということは何も書いてないわけで、これは難民条約違反じゃないかという話もずっとありました。

いずれにしても60日ルールというのがありました。それは、2005年になくなりました。なくなって、少し日本もいい方向に向かおうよということ、一応、建前としては言っていたんですね。

2005年から、確かに30人の認定が出て、2008年、40人。2009年はまた22人に

戻っているんですけど。こういう数字になってきている。異議も、2005年からは、2桁と数字が上がってきていますが、まだまだ全然、異議は機能していない。

異議は、2005年から、難民審査参与員という人たちが出てきました。この人達は、入管の職員ではないんですね。一般というか、民間から一応、登用するという形になっていて、弁護士や元判事・元検事・元ジャーナリスト・元外交官・学者・NGO、そういう人たちから集めてやっています。

ただ、私たちから見ると、その参与員の人たちも難民の専門家ではないので、不十分な状況が続いています。

根本的には、この日本のお寒い状態の背景は、難民認定行政を入管がやっていることにあります。日本が、外国人に対して基本的に冷たいという、そういう理由も根底にはありますけれど、システムとして、入管がやっているというところに、やはり内在的な限界があると思うわけです。

3. 諸外国における保護の状況

それに対して、国際的にはどうなっているかというのが、この「先進諸国の難民受け入れ状況（2007年）」という資料であります。

オーストラリア、認定が1,702人。カナダ、5,885人。これは一年です。フランス、13,000くらいですね。ドイツが7,000。イタリアが1,520。ニュージーランドが115。イギリスが7,800。アメリカが約18,000です。

人道配慮というのもありまして——日本にも人道配慮というのがあって、2008年・2009年に増えているというのは、表の中にも明らかなんですけれど——フランス・ドイツ・イタリア・イギリスなどで、人道配慮による庇護数が非常に高いことが分かります。

勿論、申請数も半端じゃないわけでありまして、フランスなどでは60,000近いですし、ドイツでも30,000。イタリアでも14,000。イギリス40,000。アメリカ40,000。こういった人たちを処理しての、この数なんですね。

これを円グラフにしてみたのが資料の中にもあります。日本は、はっきり言って、幅がないですね。線です。ほとんどない。

ですから、先進諸国における難民受け入れの役割を、日本は果たしていない、とはっきり言っているんだと思うんですね。なぜ、他の国々が日本にもっと圧力をかけないんだろうかと、私はずっと思っているんですけど、それはよく分かりません。言っても無駄だと思っているのか…。どういう理由なのか。ちょっと分からないですね。

ただ、今回、この文書の中にも統計の中にもないんですが、第三国定住と言いまして、既に国籍国の外にいる人を直接受け入れて庇護するという方法があります。例えば、カレン民族の人で、タイに逃れていて、タイのキャンプに非常に多くのカレン難民がいます。その難民キャンプにいる人を直接受け入れるということになりました。毎年30人3年で90人という単位ですが。面接して、30人を選んで、日本に来てもらうんですね。既に2010年、30人ではなかったですが、27人が来日を果たしています。

この第三国定住というシステムを日本も始めたわけですね。しかし、30人・3年間のパイロットということですので、今後どうなっていくのかわかりません。この水準そのものはまだまだお寒い状態です。

アメリカ・カナダ等も、第三国定住を実行しています。先程の統計以外に、第三国定住というのをやっているんです。実は、東南アジアから（だけではないと思いますが）成田をトランジット（通過）して、それでアメリカ・カナダにいくんですね。「トランジットで、よく見ていると、そのバッグを持っている人がいるから、分かるはずですよ」って言うんですけど、週に300人くらい、成田をトランジットして、アメリカ・カナダに第三国定住の難民がいくらしいんですよ。

週に300人ですからね。一日に換算しても、30人以上という話になるじゃないですか。だから、日本の難民受け入れの年間の30人というのは、カナダ・アメリカに行っている人たちの一日分なんですよ。

IOM (International Organization for Migration) —国際移住機関—というのがあるんですが、そこが扱っていて、IOM のバッグを持っている、と言っていましたので、成田で見たら「あ、この人たち、そうだな」という具合に、チェックしてください。

4. 日本における難民保護のシステム

さて、難民申請の詳しい話はしませんが、ここでは、行政手続としての難民認定手続があり、それを日本では入国管理局が担当していることをまずは理解しておいてください。

入国管理局が担当しているということ自体、あまりイメージがわからないかも知れません。

入国管理局の主な仕事というのは、外国人の出入国管理なんです。出入国に関する秩序が守られていくということが、彼らにとっての最大の仕事・使命なんです。だから、何が一番の大きな仕事かという、正規ではない滞在をしている外国人を、国から追い出す。あるいは、問題のある人間を入れない。こういうようなことを、彼らは毎日考えているわけです。

どちらかという、非正規な外国人を追いだそう、追いだそう。こういう力を発揮しようとしているのが、この入国管理局でありまして。その人が、片方の手で、それはどちらかと言えば利き手ではない方で、「ちょっと、受け入れよう」「どうぞ、どうぞ」と、こうやるわけでしょう？ どうしたって、矛盾があります。

昨日まで、退去強制のことを扱っていた担当官が、突然、今日は難民調査官になったりする。そういう人事異動もある。今まで、ずっとパスポートの「ここがおかしい、あそこがおかしい」みたいなことを見ていた人間が、突然、難民の要件を、十分に国際法に則って考えられるか。そんなの無理ですよ、絶対に。と私は思います。

そういう意味で内在的な限界がある、ということでもあります。



講演風景

5. 難民保護における弁護士の役割

この問題に対して、我々は何をやっているか。

一次の手続段階では、インタビューに代理人が立ち会えません。ですから、アドバイスをする、色々な情報を集めてあげる、色々な準備をしてあげる、というのが我々の仕事になります。

難民の認定をするために、理由があるのかという問題、迫害という問題、迫害を受けるおそれがある十分に理由のある恐怖を持っているかどうか、そういったことが問題になるわけです。

日本で申請しているわけですので、国籍国の外にいる者、という要件は、問題がありません。

普通の民事事件と違って、この難民申請者の人達というのは、自分の経験・事実を立証するもの——証拠——がほとんどないわけです。

ビルマですと、1988年に民主化運動が高揚したり、ニュースとかで見た記憶のある方もいらっしゃると思うんですが、お坊さんたちが街を練り歩いて道路

が真っ赤に染まり、その周りを市民が囲んでいった、というような政治状況も、2007年に実際にあったわけです。軍政は、お坊さんに対してすら発砲して弾圧をしていった、そういう国であるわけです。

その、ビルマから来た人たちが、色々な経験・事実を話すわけですね。だけど、例えば「2007年の8月×日に、ヤンゴンのこことここで、私はデモに参加しました」あるいは「お坊さんたちが練り歩いている横を一緒に歩いていたら、軍人に叩かれて、二、三日投獄されました。引っ張って行かれました」というような話をしたときに、では、どうやってそれを証明するのか。何もないわけですね。

その時に、何が役に立つのか。まさにその日その時に、お坊さんたちのデモがあり、同じようなことが起きていた。ぴたっと、証明できるということはあり得ないんですが、同じようなことは起きていたし、彼が言っていることに状況としての不自然さはない、ということ、まず決めなければいけないわけです。

そういう意味で、出身国情報というのはとても大事です。我々も、詳細な出身国情報を収集して、提出するという努力をしています。とは言っても、本人の活動にぴったりのものが集まるとは限りません。

入管は、証明するものはないとか、あるいは、時々裁判所もそういう姿勢で、難民性を否定するということが起きます。しかし、それは非常に問題でありまして、やはり、難民の人たちというのは、そういう立証するものがないという前提で、自分の供述だけで自分の難民性を主張するしかない、そういう人たちなわけですから。何か写真を持っている人などは幸いな方で、ほとんど何もないんですね。それでも、詳細な供述と出身国情報とのすり合わせによって、その人の言っていることが信頼できるかということ判断することになるわけです。

でも、最初から最後まで、1から100までぴったり供述を間違いなく言える人など、やはりいないわけですし、かつ——ここが大事なんです——通訳を

つけるわけですね。上手い通訳がいつもいるとは限らないし、入管の用意する通訳の人というのは、私たちから見ても、やはり何かどこかで端折ってるなどかね。全部が伝わってるわけじゃないなという感じもします。日本人同士で普通にしゃべっていたって、誤解が生じる場合だってあるわけじゃないですか。それが、通訳が入れば、かなり色々な誤解が生じやすいんです。そういうことが分からないままに、「こう言ったじゃないか」「ああ言ったじゃないか」「あの時はこう言ったじゃないか」というようなことで、供述の信憑性が問われていくというようなことがあって、本人にとっては予期しがたい誤解というものが、齟齬というものが、生まれることもあるわけです。

もう一つ、本人が意識的に齟齬を作ってしまう場合も、勿論あります。一番典型なのは、身分ですね。例えば、偽造パスポートで入ってきた人がいるとします。ビルマを、国境を越えて出たと。そういう形が出るしかなかったという人がいて、バンコクでパスポートを買うわけです。日本に来るために、偽造パスポートを買う。

彼らにとってどうしようもないことだから、それに対して、咎めようとかいう気持ちは私にはなりません。しかし、とにかく偽造パスポートで来るわけですね。

例えば、あるAさんという女性がいて、パスポートにはBという名前が書いてあると。しかも、生年月日も違う、という人がいて、入国してくる。

Aさんが入管の前で何を言いはじめるかというとき「私はBです」。こう言ってしまうんですね。生年月日も「パスポートのままです」。こう言うわけですよ。パスポートの年齢が、1歳、2歳違っているならまだしも、私の経験した人では、10歳くらい違っていてもいい。

どうなってしまうかというとき、例えば「1988年に、私はデモに参加していました」みたいな話をしたとして、本当は自分は23歳だった。その時に、10歳違うでしょう。「あなた、その時、13歳でしょう」。こうなってしまうんですね。

一次の手続きは、私たち立ち会えませんから、それで終わっちゃうんです

ね。「一次の話、どうなったの」と異議になってから聞くと、「いや、こういう話になっちゃってるんです。本当は違うんです」みたいな話になって。なんで本当のことを言わないんだ、と。

「なんで本当のことを言わないか」というと、「自分を証明するものが、このパスポートしかないんです」と。「それ、でも全然証明になっていないでしょう」と言っても「このパスポート上の人間ではないと入管職員の目の前で言った瞬間に、自分は退去強制になってしまう」と思ってしまう。空港に連れて行かれて、飛行機に乗せられちゃうんじゃないか。そういうおそれを持つわけですね。だからパスポート上の「この人間です、としか言いようがないんです」と。

そういう人、三人くらい経験しています。もう、本当に大変。あとで、ひっくり返すのが。本当のことを証明して、勿論、その人の身分を証明するものを国から取り寄せてもらう。国民登録証というのがあるんですけど、国民登録証のこの人間です、という話をして、色々なものを固めながら、異議の手続段階において、実はこういう人で、年齢もこうなんです、と。なんでそういう嘘をついてしまったかという、こういう事です、と。

そういうふうにしても、なかなか信用してくれないんですね。いや、全然理解できませんよと言われてたりもします。

難民審査参与員の人たちは、入管の人たちではありませんが「いや、全然理解できません。どうしてあなたはそんな嘘をつくんですか」と、簡単に言われることもあります。どうして分かってくれないんだろうと思いますね。

やはり、「おそれ」なんです。入管の人たちへのおそれ、というのはものすごくあって。だから、一層そういう意味で日本の制度は間違ってるって、つくづく思うんです。

彼らは入管が圧倒的な力を持って、退去させられる力を持っているというのはよく知っているわけですよ。収容されたりもしますからね。収容された中で、色々な質問を受けたりするするわけでしょう。少数民族の人の中には、ビ

ルマ語の能力も低い人もいますよね。ビルマ語の能力低いのに、ビルマ語で、通訳入って、色々なことをしゃべらなきゃいけない。そこに、色々な、意識的な齟齬や、無意識的な齟齬や、そして通訳による誤りや、色々なことが起こります。

勿論、隠すということもあるし、逆に、脚色することもあるし。

6. 難民申請者の供述とその信憑性の判断

難民認定して欲しいので、ちょっとしたデモに参加した一メンバーに過ぎないのに、そのデモ行進の際に、自分はアジをした、スピーチをした。そういうことを言ってしまうたりするわけです。色々な、様々な、真実ではない言葉が含まれることもあります。

真実ではない供述が混じれば保護されないのかという問題です。最終的には、難民の供述の信憑性という問題については——これは裁判所でも、はっきり意識されているんですけど——その中核部分と周辺部分ということで仕分けします。難民申請者の迫害のおそれを支える中核部分について、本人の言っていることが信用できれば、やはり難民として認めるべきだと。周辺部分について、色々な嘘があっても、そんなものはどうだっていいんだと。

例えば、入国までの経路。日本に来るまでの経路に嘘があった。中国経由でバンコクに来て、バンコクから本当はマレーシアに行って、マレーシアからまた戻ってきて、そして日本に来たんです、みたいな事実なのに、何年何月に国境を越えて、バンコクでパスポートを取るなりすぐに来日しました、みたいな話をしたとします。後からそれは嘘でした、みたいな話があっても、そんなものはどうだっていいと。つまり、彼ら・彼女らがビルマを出たときの状況こそが問題で、その出たときの彼・彼女の抱えていた経験事実がなんだったのか。そのことを考えれば、彼・彼女をビルマに帰すことはできない、と判断されればそれでいいと。こうなるわけですね。

そういう判断の仕方というものが問われています。だんだん裁判所は受け入

れてきていると思います。他方、入管の信憑性判断は、人格評価ですね。嘘つきか、嘘つきじゃないか。こういうことに走りやすいと思います。

異議の申立てに行ったときは、インタビューに私たちも立ち会うことができます。難民審査参与員の前で、我々の意見を述べることができるんですね。ですから、一次で先程のような話があっても、なんとかリカバーできる。我々が行って、リカバーすることもできます。

ただ、その異議の段階で、我々に対してもまだ嘘をついてたということがあったりして。裁判になってはじめて「すみません。今まで言ったのは全部嘘です」みたいなことも本当にあるんですよ。もう、びっくりして、おいおい勘弁してよ、みたいな。「いや、実はヤンゴンにはいませんでした」とか。はあ？みたいな。「1988年にヤンゴンでデモに参加しましたというのは全部嘘で、実は自分で、××××という地方にいて、その地方の中心都市でデモに参加していた。それは本当です！」。どうやって信じろって言うんだ、みたいな。なんで、そんな「ヤンゴンにいた」なんて言うんだ。「ヤンゴンの方が重みがあると思ひまして」。バカ言ってるんじゃないよという世界ですが。

これは私の担当じゃなかったんですけど、ビルマ弁護団というのがありまして、ある弁護団の担当の弁護士が、本人尋問の前の尋問の打ち合わせの時に、なんのきっかけだったか、僕はよく知らないんですけど、「申し訳ありません」みたいな話になって、「今までののは全部嘘です」と。

おそらく、打ち合わせをしているときに弁護士が段々気がついて来たんですね。どうもおかしい、何かつじつまがあわないという話に段々なってきた。本当のことを言ってよ、みたいな話になって、それでごめんなさい、と。

その人の件どうしたか。全部ひっくり返しました。全部本当のことを言って。私たちも嘘ついて難民とろうなんて思っていませんから。それで結局彼は在留特別許可をもらいました、最後には。

参与員というのは、やはり難民のおかれている状況を理解していないと時に思うんですね。さきほどからずっと言っているように、彼ら難民申請者は本当

に色々なことを考える。自分は絶対に帰りたいから、必要な嘘ならついてしまうというのがあります。さっきの偽造パスポートで、これが自分です、みたいなのは典型なんですけれど。それをやった人が、実はビルマの弁護士だったんですね。

「弁護士なのに、嘘つくの？」と参与員は言うんですよ。日本の弁護士の意識レベルと比較すれば、まだまだ、権利意識等遅れている場合があるとは思いますが、そういう聞き方をするんですね。「弁護士なのに、嘘つくの？」。どうしてそういう聞き方をするのか、とは言いませんでしたけれども、そう思うんですね。彼女（だったんですが）は、そうするしかなかったし、それでしか自分を守れないと思ったんですよ。

彼女は、弁護士としてその地域で活動し、反政府活動家を弁護していたために、自分が捕まりそうになるという情報を得て、国境を越えたんですね。そういうことを、その地域の他の弁護士から聞いたんです。彼女の先輩にあたる人です。その人は既にイギリスにいて、イギリスで難民認定を受けたんです。そういうことがたまたま分かったので、そのイギリスにいる弁護士に来てもらって、インタビューをしてそれを証拠として出したんですね。

とにかく「なんで嘘つくの？」みたいなことをずっと聞くんです。彼女がNLD（国民民主連盟）——という反政府組織です——の弁護活動をしていたという話について、一切の質問がなかった。なんで嘘ついてたのかばかり聞いている。ちょっとカチンときて。——カチンの人だったんですけど。

何も聞かないからね。「ちょっと最後に一言」と言って。「いや、私はとても不安です」と。「私は彼女を難民だと思っています。彼女は帰せません。にも関わらず、彼女の難民、支える事情について、今日、一言も質問がありませんでした。私はとても不安です」という話をしたら、参与員が逆に怒って、「我々を侮辱した」と言われました。でも、結局どうなったかということ、その人は難民認定されました。

7. 難民保護の本質的特性

今の話の中で、難民法についての話もしていたわけなんですけれど。このレジメの「大切な前提」というのは、ここに書いてある通りなんです。難民というのは、各国で、難民条約締約国で認定されたときに、はじめて難民になるわけじゃない、と言われていたんですね。これは、国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）が出している書籍の中でも言われていることでありまして、これは日本政府も別に争ってはいないことです。

「難民認定は羈束裁量行為で、確認的・宣言的なものである」と言われているわけなんです。ですから、どこの国に行っても、その人が難民であれば難民として認定されなければいけない。日本だけが、独自の判定基準を持って判断をするということは許されないわけですね。だいたい、実際には違っていると思いますが。

「迫害」の定義についても、日本は、大きな問題を抱えています。みなさん、梓澤先生の講義の中で口うるさく言われているかと思うのですが、やはり、まさに立法趣旨なんですよ。ここで言えば、難民条約の趣旨。条約の趣旨に立ち返って考えなければならない。つまり、その人を送り返した時に、迫害を受けるおそれがあるかなんていうことは、誰も確定的なことは言えないわけですね。100パーセント迫害を受けるおそれ——逮捕されるとか、拷問を受けるおそれ——がある、みたいな話は誰も分からないじゃないですか。

その、誰も分からないことの判断を求められているわけですね。逆に言うと、「迫害」の定義とともに、「おそれ」の判断なんです。「おそれ」の判断というのは、まさに不確定的要素であり、かつ、ある意味将来予測なんです。将来予測なんていうものは、これは誰もできない。確定的なことは言えないわけで、蓋然性とまでは言わなくていいんですけど、現実的な可能性として起こりうるというものであれば、それで保護しなくてはいけません。

例えばビルマでは本当に何が起こるか分からない世界なわけで、そこに放り込んだ瞬間に、どうなるか分からない。そういう状況を抱えた人たちを、どう

保護するかという問題として難民条約は成立したわけで、そういうところから、迫害の定義というものや、おそれというものを考えていく。そういう作業になるわけですね。

日本の今の迫害の定義というのは、「生命または身体に対する重大な侵害」というところに限定されているんですね。これは、多くの、例えばビルマのケースでいえば、先程の弁護士さんや、色々な政治活動をしている人たちは、まさに身体拘束を受ける可能性がありますから、多くは問題ないんです。これでもいいんです。

けれども、色々な形態の人権侵害というのはあるわけです。今回、当裁判所の判断という形でお配りしたのは、東京地裁の2010年10月28日判決になります。最後に書いてありますね。地裁38部。杉原則彦裁判長。

この事件の当事者はロヒンギャの人たちです。ロヒンギャ民族の難民判断するのは、難民条約に関するしっかりとした解釈が必要だと、私たちは思っています。

難民法の国際的な権威と言ってよい、ジェームズ・C・ハサウェイという学者がいます。彼は、迫害を「国家の保護の欠如を伴う基本的人権に対する持続的もしくは系統的危害」と定義しています。ここでは、勿論経済的な自由も含むし、あらゆる人権が含まれているわけですね。

何故、こういう定義が、例えばロヒンギャの人たちに生きるかと言いますと——このロヒンギャ民族というのは、先ほど言いましたように、少数民族としてすら位置づけられていません。ビルマに生きる少数民族という位置づけを与えられていませんので、このロヒンギャ民族＝不法移民、ビルマ国民ではないという位置づけです。彼らに対して、どういう差別的な取り扱いが行われているか。

移動制限。移動するには許可がいる。隣村に行くのすら許可がいりますね。

強制労働。強制労働は、全国的に行われているんですけど、アラカン州北部のロヒンギャ民族は、特に非常に過酷な強制労働をさせられます。

モデル村の建設ということで、仏教徒定住のための村を建設する政策が進められておりまして——これは、ロヒンギャ民族を追い出すためなんですけれども——土地没収、家屋、学校等の建設に、ロヒンギャ族を従事させています。

財物提供の強要・恣意的な徴税というのも日常茶飯事ですし、土地の没収も、恣意的に行われている。

これもなかなか酷いというか、凄いですけれども、婚姻許可ですね。当局の許可がなければ婚姻ができない。これはまさに、ロヒンギャ民族の民族浄化を考えていることが明白なわけで、ロヒンギャはいなくなって欲しいという政策の現われです。

宗教上の差別。ロヒンギャ族は、イスラムでして、モスクの建設とか、そういったものも全然できないという状況。

公務に対する差別。教育の利用制限。初等教育以上に就学できる児童はほとんどいないという状況です。ロヒンギャ民族は、全般的に、就学機会に恵まらず、教育水準は非常に低い。今回の裁判の原告の中には、やはり文盲の人もいます。

それから、医療の利用制限。

こういう、様々な差別を受けている人たち、この差別の集積が、ハサウエイの言っている「基本的人権に対する持続的もしくは系統的危害」ではないかと、私たちは思うわけです。ロヒンギャ民族であれば難民認定してください、こういう話に基本的にはなってくる。我々としては、まさに、集団的な認定に適した民族であると思うわけです。あくまで、難民認定というのは、個別判断ではありますけれども、その個別判断の、民族的な要素を判断していくと、ロヒンギャについては、ロヒンギャであるということで、難民認定をしていいんじゃないかと思うわけです。

しかし、この裁判所は、今のような差別があるということを認定しましたが、それでも、「ロヒンギャ民族であるというだけで難民として認めるということにはならない」と言っています。

難民条約上の「迫害」については、「生命又は自由」の侵害又は抑圧をいうと解するのが相当であるということで、あくまで狭義の立場に立っていると言うことができます。

「したがって、原告らについて、ロヒンギャ族であることから直ちにその難民該当性を肯定することはできず、原告らの上記主張は採用することができない」

これが凄いですね。「(4)ロヒンギャ族であることを理由とする難民該当性について」。

まず、ロヒンギャ族は国籍を与えられていませんから、無国籍ですね。「1982年国籍法においてロヒンギャ族がミャンマー国民と認められていないことがあるものと考えられる」と言っているんですけど、「しかし、前記(3)で述べた「迫害」の内容に照らせば、ロヒンギャ族がミャンマー国民と認められていないこと及びロヒンギャ族が他の民族と異なる取り扱いを受けていること自体をもって、ロヒンギャ族の難民該当性を基礎付けるものということとはできず、原告らがロヒンギャ族であることから直ちに難民と認められるか否かは、ミャンマーにおいてロヒンギャ族が一般的に受けている現実の不利益の存否やその内容及び程度に照らして判断するほかない」。

「そして、ミャンマーには、現在も72万5000人ものロヒンギャ族がアラカン州北部に居住しているのであり、このような多数のロヒンギャ族に対して前記(3)で述べた「迫害」に該当するような内容及び程度の不利益が一般的に課されているとは考え難い。実際、①ロヒンギャ族の中には、土地を所有する裕福な者もあり、1992年に約25万人がバングラデシュに流出したときにも約50万人のロヒンギャ族がミャンマーに残ったこと」。

つまり、バングラデシュとの境界のアラカン州北部にロヒンギャの人たちは住んでいるんですね。ここに、1992年に軍政が抑圧を仕掛けて、ここにいる75万人中の、25万人がバングラデシュに逃れたんですね。

25万人も的人が国境を越えて逃れざるを得ない事態そのものが凄いと思いま

すよね、普通。凄い抑圧だと、私などはイメージするんですけど。この判決はなんと言ったか。「25万人がバングラデシュに流出したときにも約50万人のロヒンギャ族がミャンマーに残った」。

これは、どういうことなのでしょうね。「ここに、50万まだいますね。だから、別に、この人たち、迫害を受けてませんよね」という言い方なんです。違うだろ、と思いませんか。

実は、この言い回しは、国の指定代理人が質問して、クリスレワという専門家が、法廷に証人として出てきてました。この方一番ロヒンギャのことをリサーチしている人なんです。そして国の指定代理人が質問したわけです。

「ところで、ロヒンギャは何万人の人口なんですか」と。「75万人くらいですかね」と。「25万人流出したということは、50万人はそこで生活をしてたということですね」と言われて。だからどうしたの？みたいな質問ですよ。僕も、質問を聞いていて、なんという質問しているんだと思ったわけなんですけれども、その質問を判決が取り上げるとは到底思っていませんでした。

「②原告らの中にも、強制労働の経験を有しない者、夜間警備以外の強制労働の経験を有しない者などが存在し、その親族がミャンマーにおいて平穩に生活している者、父が公務員であり教師をしていた者が認められるのであり」。つまり、判決の言いたいのは、家族が生活していればそれで大丈夫だ、ということですよ。しかし、そういう話じゃないだろうと感じますね。

とにかく、この判決、ちょっと感覚についていけません。とても違和感があります。

これから高裁でひっくり返したいと弁護士も思っています。ちなみに、この判決は、原告20人で、全部ロヒンギャです。うち2人が難民認定を受け、18人は敗訴だったですね。

もう一つ難民とは違う問題として、ロヒンギャ民族は無国籍者なんです。

ですからビルマには送還できないだろう、だから退去しなさいという退去強制令書の処分は、取り消されると思っていたんです。いまからみれば甘い観測でした。無国籍と扱っているわけですからビルマ政府は受け入れるはずがないんですね。帰そうとしたって帰せない人を、退去強制令書を発付してどうするの、素朴に思うじゃないですか。それも結局、判決の後ろの方に書いてありますけれども、問題ないというふうにされています。

8. 難民法の特殊性

今日は、細かい話よりも、難民の人たちが、どういうイメージの人たちで、皆さんが普段勉強しているような、一般民事・刑事の世界とは、だいぶ違う分野であるということを、是非理解して頂きたいですね。それは、先ほども言ったように、条約の趣旨の問題であって、難民保護の問題として考えなくては行けない。迫害の定義もそう。おそれの問題もそう。そして、その立証責任や立証基準の問題もすべて。

例えば立証責任の問題と言えば、普通は民事事件で、お金を貸しました、返してくださいという請求をたてるときに、まず、お金を貸した、ということを証明しなくては行けない。お金が動いたということを言わなくては行けないですよ。請求する原告側が立証しなければ行けないじゃないですか。

供述だけで「お金、貸しました。300万貸しました。返してください」と書いて、「どこに借用書があるんですか」「いや、ありません。でも、お金は貸しました」「じゃ、例えばあなたの口座からどっかへ、300万動いたの」「いや、ありません。でも、貸しました。」請求棄却ですよ、普通はね。

だけど、難民の世界は違うんですね。それで請求棄却しちゃいけないんですよ。つまり、先ほど言ったような、本人の供述だけで判断を求められるという世界であるということを前提にして、それで認定機関側が本人の供述の分析をしなくてはならないんですね。信じられるか、信じられないか。

そこに、先程の、この立証責任・立証基準という問題も出てくるんです。原

則としては、勿論、申請者が立証責任を負うんだけど、「あらゆる関連事実を確認し評価する義務は申請者と面接者双方が負担する。さらに申請者は申立ての事実すべてを「証明」する必要はない。誤った不認定の決定が難民にもたらす極めて深刻な結果と、客観的な証拠など存在しないもしくは入手不可能である場合が多い難民の置かれた状況を考慮し、立証責任は柔軟に捉えられるべきである」というのが、国際的に言われている水準なんですよ。

そういう発想を持たなくてはいけないということは、難民のもともと置かれている状況や、難民条約の趣旨を考えていけば、当然出てきておかしくない発想ですよ。でも実際には、日本の裁判所は、入管も勿論そうなんですけれど、立証責任を完全に彼らに課してしまい「立証されていない」という言い方をするんです。

私が、今、抱えている、地裁で負けてしまった判決も、この人はカチン少数民族の KIA という軍隊に入って、一度除隊をして自分の家に戻ったらすぐ捕まってしまった。KIA に入っていたということで、すぐ捕まってしまった。女性なんです。軍の施設に引っ張って行かれて、軍人に、ある晩、レイプされそうになって「ちょっと、まずトイレに行かせてくれ」というようなことを言っていて、彼女はトイレに行くフリをして、そのままトイレの裏から逃げたんです。田舎ですから、とにかく逃げるわけ。軍の拘束から逃れた者、ということになるわけで、当然、捕まえた以上は、彼女のことをビルマ軍は認識しているわけですよ。

それが、実は、1980年だったんですよ。そこから、彼女は、1988年まで、カチン州の首都にいて、さらに1996年頃まで次の町にいて、1996年にヤンゴンに逃れました。

ずっとこの間、勿論、国民登録もせず、何も登録しないまま、1989年まではおじさんの小屋に住んでいて、1996年までは、そこはカチン民族の支配地域だったので、普通に暮らしてたみたいですけど、それでも、ここに、段々軍が入り込んできたということで、もう危ないということでヤンゴンに逃れ、ヤン

ゴンで、勿論登録せずに、ヤンゴンにいたお姉さんが経営していた工場に住んでいた、という人なんですね。

ヤンゴンで、2005年頃、登録が非常に厳しくなってきて、そこにいる人たち全員の写真を貼りなさいというようなお触れが出はじめて、あぶり出されてしまいうんじゃないか、と思って、彼女は2006年日本に来るんですね。1980年から26年経っているわけです。

私は、この人は難民だと思ってます。心底。でも「ここで逃亡した証明がない」とかね。色々なことが、この間起きるんですけど、そういうものも、全部証明がないという形で、結局彼女は、今、難民不認定されたままでその地位は不安定のまま、未だに続いています（その後、2011年7月に在留許可を得た）。

ここで言われている立証責任や立証基準からすれば、私は、彼女は認定されておかしくないと思っています。

9. 難民実務における「大変なこと」

難民の実務の「大変なこと」というのが1ページ目に書いてあります。

難民の実務を扱うにあたっては、大変なことが色々あるんですが、「ちょっと大変なこと」は“言葉”です。と言っても、私もあまり喋れませんが、ビルマ語なんて全く喋れないわけですから、ビルマ語の通訳の人を連れてくれば済むわけです。

「まあまあ大変」なのは、出身国情報の収集です。これは、結構大変で、やはり多くの資料は英語ですので、といっても、私も英語を読んでいるわけではないので、それはもう、全部訳してもらって、やっていると。

「結構たいへんなこと」というのは、やはり、スクリーニングですかね。要保護性の確認。我々も「私、難民ですから保護してください」と言って来た人、全てを扱うわけではなくて、やはり、我々自身もスクリーニングをするわけですね。やはり、弁護士としての援助が必要だという判断をして、はじめ

て、我々も弁護団として協力しますという話をしているわけですので、そこは結構難しい。

「もっともっと大変なこと」はやはり、入管、これはさっきから言っていることなんですけれど、どう説得するか。

「本当に大変」なのは、依頼者との信頼関係の構築。これはどこの分野でも同じだとは思いますが。

レジユメの最後のところに「難民事件の醍醐味」とあります。

私も早稲田で「外国人と法」という講義を持っておりまして、その講義の最後には、必ず言うんですけど。やはり、少なくとも私がこうやって触れ合った以上は、是非受かってほしい、と思うわけですね。皆さん、是非受かってください。

やはり、そういう人たちに、難民事件をやってくれ、とは必ずしも言いませんが、でも、やはり関心を持って頂きたいし、機会があれば、是非難民事件を扱って頂きたいと思います。

難民事件の醍醐味とは何かというと、やはり未開拓であるということ。本当は、随分開拓されているんですよ、世界的にはね。十分開拓されていると言っているだけけれど、日本では未開拓ということですね。

ビルマ難民弁護団は、法務省・入管相手に、30件以上の勝訴判決を収めております。こんなことは普通ないですね。ひとつの行政分野でこれだけ国が負け続けるというのはいりえないことですよ。

私、今年2010年、二件勝ちましたけれど、残念ながら2件負けています。先ほど紹介した件が一敗なんです。本当は、もちろんみんな勝ちたいんですけど。

そして、その影響が、先程の統計に出てきている。例えば、人道在留が物凄く増えているのもそのことが関係しています。つまり、裁判にする前に在留許可で処理してしまうということですね。

この難民事件、未開拓であるが故に、また、柔軟な発想が大きく求められて

いるというのがあります。

「多民族多文化とのふれ合い」、やはり彼らと付き合うことは、そういう意味での楽しみでもあります。

「安全保障」というのは、これは非常によく言われていることで、UNHCRなどもよく言う話なんです。

例えばビルマが民主化された時に、ここに活動している彼らは、ビルマに帰るわけですね。帰らない人もいるかも知れないけれども基本的に帰るわけですね。まさに、ビルマの民主化の構築のために、彼らは活躍するでしょう、間違いなく。色々な国からビルマに帰ってくるわけですが、彼らがビルマの外交を担っていくわけですね。その時に「日本はどうだったんだろうね」という話になって、「冷たかったね、我々に対して」みたいなことを思うのか、「日本は本当に我々を保護してくれた」と思うのか。やはり大局的な意味で、大きな意味を持っていると思うんですね。

そういう意味での安全保障というのは、勿論、これはビルマの非常に卑近な例でしたけれど、ビルマに限らず、難民保護というのが持っている非常に大きな意義だと思います。そういう意味では相当外交的な活動をしている、なんて時々思っています。

それと、やはり、難民の最後の砦になっているという、そういう意味での、個別的な喜びというものも、勿論あるわけです。

今日も実は、この前判決で勝って確定した人が、難民として認められ庇護されることになっていくわけですが。彼らが、とにかく最後に救われた。我々の手によって救われたという、そういう実感が我々にとってはあるわけで、そういう喜びというのは、何物にも代えがたいと思っております。

ここに参考文献ありますけれど、UNHCR ハンドブックは、なかなか皆さんの手には入らないんですけれど。その後の二つは、手に入りますが。ただ、UNHCR のウェブサイトでも見ることができます。

レジュメが盛りだくさん過ぎて、結局、自分のペースで話をしてしまいまし

たが、難民のイメージを持ってもらい、難民に対する実務家としての活動がどんなものなのかということが、イメージして頂ければと思います。

ありがとうございました。

質疑応答

Q ロヒンギャ族の、難民申請で、18人がダメだったという、その18人の方々は、今、どういう状況で暮らしているんですか。

渡邊 このロヒンギャの人達というのは、元々国民としての地位を与えていませんので、国民登録証もないし、パスポートも勿論ない。そういう状況で、バングラデシュに逃れ、多くはバングラデシュからマレーシアに渡り、マレーシアから偽造パスポートで日本に来ているという人たちなんですね。

ですから、滞在資格がない状態で、今、この2010年10月28日の判決以後、今、控訴審にこれからかかるころなんですけれど、生活の実態は、法的な地位としては、非正規滞在者で、群馬の館林にロヒンギャのコミュニティがあるんですが、その辺りで暮らしています。

どうやって暮らしているのかということについて、本当は、非正規滞在者は就労してはいけないことになっているので、外務省の保護費の支給というのがあるんですが、これは裁判になると支給を受けられない状況です。そういう意味でも、日本の難民申請者の地位というのは、物凄く不安定なんですけれど、彼らの多くは、時々バイトをしたり、仲間の支援を受けたりして、生活をしているというのが現状だと思います。

Q 入管という、官僚組織が、なかなか変わらないというお話でしたが、日本の官僚組織というのは、外から圧力をかけないと、中から変わるということはそうない、というのは、一つの特徴だと思います。そういった官僚組織に圧力をかけて、改革を要求しないと、いったいどういう力が、その組織の改革を促すために必要でしょうか。

渡邊 日本においてということですか。

民主党は、独立した難民認定機関の創設ということ、以前、政策として掲げていたんですね。最終的に政権をとる時のマニフェストにそれが出ていたかは覚えていないのですが、いずれにしても、まだ、そういう政策を掲げてはいて、民主党がずっと政権をとりつづけるのかという問題はあるにしろ、そういう意味での入管から切り離すという考えを、持っているんです。

民主党の中にそういったプロジェクト・チームがあるので、協力しながら、議論をしていくということが必要だと考えています。

やはり、色々な形で矛盾が出てくる。先ほどの統計にしても、日本が極端に少ないとか。あるいは、第三国定住にしても、まだまだなっていない状況があって、そういう国際的な水準との乖離という状態は、まだまだこれからも続くと思う。

これは直接的な影響ではないのですが、日本の判決に対する批判というものも、これからどんどん出てくる可能性がある。

色々な形で、我々自身も、そういう批判を出してもらうように、努力するというのも実際あります。

梓澤 日弁連から派遣されて、IBA（International Federation of Bar Associations の人権協会）役員をやっていたことがあるのですが、そういうところでは、裁判官部会というのがあって、国際的な裁判官の研修会をやって、そういうところで、UNHCR から人を呼んで、勉強会をやっている国もあります。

裁判官の横の世界的なつながりでの変革というのも一つあります。それから、UNHCR の日本事務所が、入管中の研究会というのをやっています。法務担当官というのが来ていて、弁護士ですけど、その人が入管の職員のところへ行って、勉強会をやる。

日本の裁判官は、国際水準について、徹底的に真面目に勉強する必要があると思うんですね。

最高裁事務総局が、その点、どういう方向性をとるか。これは、例えば医療

裁判などでは、鈴木利廣という医療専門の弁護士が、最高裁の事務総局に呼ばれ、裁判官の勉強会に行っているんですね。

例えば、渡邊彰悟さんを、裁判官が呼んで勉強会をやる。それは別に勝たせてくれというのではなく、国際的水準はこうなっているということ、ちゃんと頭に入れないと。つまり、規範が落ちこちているわけですよ。彼らの頭の中には。

この規範は、日本の法規範の中で、一部なんです。

その規範を勉強するように、こう押し込んで行って、裁判所の判決が行政を変えるということは、一つの我々の考える道筋だと思います。

勿論、政治家になって、政治家として官僚制度を改革していくというのはあるけれど、我々の考える道筋は、司法をどう変えて、司法が行政をどう変えていくか。

というのは、カナダで、シン事件というのがあった。(1985 <http://www.thecanadianencyclopedia.com/index.cfm?PgNm=TCE&Params=A1ARTA0007420>) 外国人の入管手続、難民認定手続においても、国際人権規約の重点規約が、適用されるべきであるという、最高裁の判決が出て、それがカナダの難民認定手続と、外国人の入国手続を、革命的に変えたんですね。

僕は、カナダの難民認定手続きのボード、渡邊さんが紹介された、参与員制度よりも、もっと客観的な、ボードというのがあります。その、ボードに座らせていただいたことがあります。それで、そこで入管のやった手続を取り消していくんです。

難民弁護士というのがいて、渡邊さんの場合、普通の民事事件をやりながら、事務所を支えているんだけど、難民弁護士というのは、もはや一つの職業分野になっている。全国難民弁護団連絡会議という団体もある。難民事件の手続に対しては国からの法律扶助も受けている。

そういう変革の展望を、我々は、ある種、夢かもしれないけれど、日本の司法官僚制度を変えていくという、展望を持つべきじゃないかと思ってる。

裁判官のあり方について鋭い批評が入った本があります。梓澤のホームページに書評が出てます。(『司法官僚 裁判所の権力者たち』新藤宗幸／岩波新書) 行政学の先生です。

Q 民事事件をやりながら、と伺いました。人権問題に取り組むにも、弁護士も霞を食べて生きるわけにもいかないと思います。それなりの報酬を頂くとします。難民事件は、ある種、仕事と見合っていない報酬だけれど、やらなくていけないので取り組んでらっしゃるのか、それとも、相応の額をもらっているのかということ。

それから、依頼者の方々は、そういうお金ってどうやって工面しているのでしょうか。難民の方が裕福というのは、イメージがわからないものですから。

渡邊 92年から、ビルマ弁護団は600人以上を扱ってきました。当初は特に、ペイするものでは全然なく、持ち出しが多かったです。勿論、お金をきちんと払おうとした人もいたし、払ってもらってたんですよ。だけど、払えない人も多いので、それに対して、厳しい取立てはしてない状態なので。

ちょっと変わってきたのが、法テラスができて、難民の援助もあります。法テラスは、法務省がやってる本来の事業と、日弁連が委託してやっている委託事業というのがあって、難民事件というのは、委託事業なんです。日弁連が金を出しているという状況なんですけれど。それでも、出してもらってる金の中で、一件10万円くらいですかね。裁判になるとまた出ると思いますが、そういう金が出るようになったんです。

以前は、全然そういう援助システムがなく、実は年間300万くらいの、日弁連の援助しかなかったんですよ。それ以外は全く受けられないという状態でした。

今は、委託援助で、ペイするというほどではないのだけれど。ビルマ弁護団には事務局があります。事務局への給与の支払いは、弁護団財政でまかなっていて、今、弁護士が持ち出しでペイすることはないんですが。弁護士にまで回る

かという、弁護士に回るお金ははっきりいってないという状況です。

ビルマ以外の難民事件はどうかという、さっき言った法テラスの着手金ももらえるくらいで。本人が多額のお金を持っていて、バイトして十分な金を持っていれば別ですが、本人が払えるケースというのは、一割、二割くらいかなという感じです。

梓澤 僕も同じです。難民分野ではないが、いわゆる人権問題というのが、生活の中で、かなり大きな柱になっていて、そこからペイしているかという、直接ペイはしないと、考えていい。だけど、そこで、渡邊さんのように、カルデロンさんの事件とかで。「それだけやってくれる人だ」というのが、その人のステータスになるわけですよ。社会的評価になる。それだけやってくれる人に頼んでみようという人が、普通の民事事件でやっぱりいるんですね。

ああいうふうにやってくれる人だから、この事件の正義も貫いてくれるだろう。お金をちゃんと出してと。これが一つの全体のまとまりとなって、Human Rights Lawyer というのは成り立ってると私は思います。それは、大丈夫。世の中は見捨てたもんじゃない。真面目に。

そういう弁護士のところは「ああ。好きでやってら」というのではなく。もっと言えば、凄いお金持ちも来たりするんです。めぐりめぐってね。そういうふう、世の中は回っていると言っていいんじゃないか。

Q 人権問題をやろうとした、最初にこれをやろう、と思った、入り口の部分は、どういうものでしたか。

渡邊 私、90年登録なんですけど、92年、つまり弁護士登録して二年目、三年目の段階で、梓澤先生にとっても先輩になる弁護士さんから誘われて、ビルマとタイの国境辺りに、人権調査に行くという話があるんだが行かないか、といわれて、行ったんです。

梓澤 西田君とか。

渡邊 そうです。西田研士弁護士と、小野寺利孝弁護士、高橋融弁護士。

弁護士四人で行ったんです。あと、フィリピンの弁護士さんも来たりして、国際調査団みたいなのをやったんです。

たまたまそれに参加をさせてもらって、ビルマとタイの国境の、あれはカレン民族の支配地だったんですね。

あの頃、マナプローというところに行って、色々な人達と会ったりして、色々な話を聴きました。強制労働させられた人たちや捕虜となった少年兵と会ったり、色々な話をして。そして、戻ってきて。

その企画をしたのは、日本に住んでいたビルマ人だったんですよ。そのビルマ人は、意外に策士でね。戻ってきたら「実は日本に、困っているビルマ人がたくさんいるんです」という話になって。

それでビルマ弁護団ができたんです。創設のときには、梓澤先生も一緒に。92年12月24日に記者会見をやってるんですけど、その辺の方針等は梓澤先生にも指導してもらって全部決めて。人権救済申し立てとかね。

以上がきっかけです。

もうちょっと戻ると、実は、87年司法試験合格。さきほども話したとおり、88年にビルマで民主化運動が高揚して、アウンサンスーチーさんが出てきたんです。僕はちょうどその頃、修習生だったわけですよ。だから、勉強の軛から解放されて世に目が行ってる。

80年代後半とか、90年代初頭というのは、世界的に民主化が高揚してたんです。韓国もそうだったし、フィリピンもそうだったし。チリはちょっと遅れるんですけど。色々なところで民主化という動きがありました。

そういうものに対する関心。「ああ、ビルマも、これは民主化されるんだ」と思っていたら、ぱたっと潰されて。

そういう状況は見ていたので、ビルマに対する関心は、一般の人達よりも高かったと思います。そこに、92年の人権調査というのがあって。それでたまたま弁護団の創設に関わって。

最初から、事務局長だったんですね。事務局長になっらずとかわってき

ました。

梓澤 それでは、お別れにあたり、渡邊先生に感謝の拍手をもう一度送りたいと思います。

〈プロフィール〉

渡邊彰悟弁護士は、難民弁護士の第一人者である。何より彼がリーダーであるビルマ難民弁護団が、難民に関する行政訴訟で、30件以上勝訴している実績はすごい。

おだやかな語り口で、決して声を荒げることがない。

長身にして、白晳とは、天は二物を与えたもうたのか、とも思わせる。

院生たちに、深い示唆を与えた特別講義になったことを喜びたい。

(本稿は2010年12月10日「外国人と法」において行なった講義の記録である)